

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県公報

号外第十八号
平成二十年 三月三十一日
月曜日

目次

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
条例

条例のあらまし

山梨県工業導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
(条例第二十八号)(税務課)

1 農村地域工業導入促進法第十条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、指定地区内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる工業等の用に供する設備を新設し、又は増設する期限を平成二十一年十一月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十八号

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
例

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例(昭和四十七年山梨県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年十一月三十一日」に改める。

附則

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番